

郡山市電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する内部監査要領

(目的)

第1条 この要領は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務の事務の遂行にあたり、業務運営の実情を把握し、事務の充実及び強化を図るとともに、内部監査を行うことにより、業務の適正化を図ることを目的とする。

(内部監査人)

第2条 業務の適正化を図るため、内部監査人を置く。

2 内部監査人は、政策開発部DX戦略課長をもって充てる。

(監査)

第3条 内部監査人は、公的個人認証サービスに係る認証局監査要領（平成27年10月13日制定。以下「認証局要領」という。）に基づき地方公共団体情報システム機構の理事長が指名した外部監査人から提示される実施要領に従い、監査を行うものとする。

2 認証局要領に定めのない事項については、郡山市情報セキュリティ要綱（平成15年4月1日制定）及び郡山市情報セキュリティ対策基準（平成15年4月1日制定）に従うものとする。

(監査の時期)

第4条 認証局要領に基づき実施される外部監査に先立ち、年1回とする。

(監査結果報告書)

第5条 内部監査人は、監査を行ったときは、郡山市情報セキュリティ対策基準第5条第1号に規定する最高情報セキュリティ責任者に書面により監査の結果を報告しなければならない。

2 前項に規定する監査結果報告書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正または改善を要する事項
- (3) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認めた書類

(是正措置の確認)

第6条 内部監査人は、監査の結果、是正が必要と認められた事項の是正状況について、書面で報告を求めるとともに、次回の監査の際に実地に確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月9日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月1日から施行する。